

健診実施機関から結果を提出する際における標準的な電磁的様式について

「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」の令和2年2月の改正を踏まえて、健診実施機関から結果を提出する際における標準的な電磁的様式を定め、健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業を推進している。

